○TPP11協定の発効前における輸入加糖調製品 の売渡し及び買戻しに係る事前の届出等に関する 取扱要領

> [平成 30 年 10 月 31 日付] [30 農畜機第 4246 号]

(総則)

第1条 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「TP11協定」という。)が日本国について効力を生じる日(以下「発効日」という。)から施行される輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への売渡し及び買戻しの申込みに係る事前の届出等については、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第70号)」により改正された「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「新調整法」という。)」及び「独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号。以下「機構法」という。)に則して、この要領に定めるところにより取り扱うものとする。

(売渡し及び買戻しの申込みに必要な届出)

第2条 輸入加糖調製品につき関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る輸入加糖調製品の所有者でない場合にあっては、その所有者。以下「輸入加糖調製品輸入申告者等」という。)がTPP11協定の発効日の属する週に、新調整法第18条の2第1項及び新調整法第18条の5第1項の規定により輸入加糖調製品の売渡しの申込みに併せて買戻しの申込み(以下「売渡し及び買戻しの申込み」という。)を行うことを予定している場合は、発効日前60日から発効日前日(その日が「行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)」第1条第1項に定める日(以下「行政機関の休日」という。)に当たる場合には、その日前の最も近い行政機関の休日でない日とする。第4項、次条第1項及び第7条第1項において同じ。)までに「売買手続届出書」(別紙第1号様式)を機構に届け出るものとする。なお、届出後、売渡し及び買戻しの申込みの間に届出の内容に変更が生じた場合は、

その都度、機構に届け出るものとする。

- 2 機構は、前項の売買手続届出書に売買用Webサイトを利用する旨の記載があった場合は、売買用Webサイトを利用するときに必要なログインIDを「ログインID通知書」(別紙第2号様式)に記載し、輸入加糖調製品輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に通知するものとする。
- 3 機構からログイン I Dの通知を受けた者は、責任を持って当該ログイン I D及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログイン I D及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。
- 4 輸入加糖調製品輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者は、その輸入申告に係る輸入加糖調製品の種類及び当該輸入加糖調製品の商品別に含まれる砂糖の割合に係る資料(成分表、分析証明書、原料規格書又は配合率等のその内容を証する書面)の写しをTPP11協定の発効日前日までに機構に提出して、その確認を受けるものとする。

(担保の提供)

- 第3条 輸入加糖調製品輸入申告者等は、TPP11 協定の発効日直後の売渡し及び買戻しの申込みに係る新調整法第18条の5第2項において準用する新調整法第8条第3項の規定による担保の提供を行う場合は、TPP11 協定の発効日前10日(行政機関の休日を除く。)から発効日前日に機構に提出することができるものとする。
- 2 機構は、提供された担保には、利子を付さない。

(担保の種類)

- 第4条 前条第1項に規定する担保の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 金銭
 - (2) 金融機関が保証する保証書(以下「保証書」という。)
 - (3) 損害保険会社が保証する法令保証証券(以下「保証証券」という。)
 - (4) 利付国債及び地方債並びに利付金融債(社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号)の規定により、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる振替債に限る。以下「国債等」という。)
- 2 前項の金融機関及び損害保険会社は、普通銀行、信託銀行、信用金庫及び農林中央金庫並びに保険業法(平成7年法律第105号)による損害保険会社とする。

(担保の額)

第5条 前条第1項各号に定める担保の額は、次のとおりとする。

(1) 金銭

金銭の額は、特定の売買契約のために提供される担保(以下「特定担保」と

いう。)にあっては、輸入加糖調製品の買入れの対価と売戻しの対価との差額 (以下「売買差額」という。)に相当する額とし、一定の期間において一定の 限度額の範囲内での売買契約のために提供される担保(以下「根担保」という。)にあっては、当該金銭の担保期間内に存在する売買差額を担保できる限度額と する。

(2) 保証書

保証書に係る保証金額は、特定担保として提供される「保証書」(別紙第3号様式)にあっては、売買差額に相当する額、根担保として提供される「保証書」(別紙第4号様式)にあっては、当該保証書に定める期間内に存在する売買差額を保証できる限度額とし、延納金及び延滞金が生じた場合には、その相当額を保証金額に加算するものとする。

(3) 保証証券

「保証証券」(別紙第5号様式)に係る保証金額は、特定担保として提供される場合にあっては、売買差額に相当する額、根担保として提供される場合にあっては、当該保証証券に定める期間内に存在する売買差額を保証できる限度額とし、延納金及び延滞金が生じた場合には、その相当額を保証金額に加算するものとする。

(4) 国債等

- ア 利付国債の担保価額は、額面金額の9割、利付地方債及び利付金融債の 担保価額は、額面金額の8割とする。
- イ 国債等の担保価額は、特定担保として提供される場合にあっては、売買 差額に相当する額、根担保として提供される場合にあっては、当該国債等 の担保期間内に存在する売買差額を担保できる限度額とする。

(担保の受入れ)

- 第6条 第3条第1項に基づき、機構に担保を提供する者(以下「担保提供者」という。)は、第4条第1項各号の担保を提供するに当たり、「担保提供書」(別紙第6号様式)を提出するものとする。
- 2 機構は、担保を受け入れた場合には、担保提供者に「担保預書」(別紙第7 号様式上部)を交付するものとする。
- 3 第4条第1項各号の担保の受入れは、次のとおりとする。

(1) 金銭

ア 金融機関に預託する場合

担保提供者は、機構の指定する金融機関の担保金口座に金銭を振り込むとともに、振込受付書等の写しを機構に提出するものとする。ただし、機構があらかじめ入金確認を行ったものについては提出を省略することができる。

イ 機構に直接提供する場合

担保提供者は、金銭を持参又は郵送等により、機構に提供するものとする。

(2) 保証書又は保証証券

担保提供者は、保証書又は保証証券を持参又は郵送等により、機構に提供するものとする。

(3) 国債等

担保提供者は、国債等を提供するときは、機構を質権者とし、機構の指定する金融機関の質権口座にこれを振り替えるとともに、振替依頼書の写しを提出するものとする。また、担保提供者は、「振替債担保明細書」(別紙第8号様式)を2部作成し、担保提供書及び担保預書の裏面にそれぞれ貼付割印し提出するものとする。

(一括納付の申請)

- 第7条 輸入加糖調製品輸入申告者等は、その月において関税法第67条の規定による輸入の許可(同法第73条第1項に規定する承認がされた場合にあっては、当該承認。)を受けようとする輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの契約に係る売買差額を、機構の指定する金融機関にその月の末日の翌日から起算して10日以内に一括納付することを希望する場合は、TPP11協定の発効日前10日(行政機関の休日を除く。)から発効前日までに機構にその旨を申請するものとする。
- 2 前項に規定する売買差額の一括納付の申請は、「輸入加糖調製品売買差額一 括納付申請書」(別紙第9号-1様式)を機構に提出して行うものとし、機構 は、「輸入加糖調製品売買差額一括納付承認書」(別紙第9号-2様式)を申請 者に交付するものとする。

附 則 (30 農畜機第 4246 号)

この要領は、TPP11協定の発効目前60日から施行し、発効日に廃止する。

(別紙第1号様式)

売買手続届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所名 称役職・氏名印

平成 年 月 日からの売渡し及び買戻しの契約に係る事務手続について、下記のとおり届けます。

なお、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記3により届け出た対象品目に係る売買要領を了知のうえ、売渡し及び買戻しの契約の締結並びにそれに伴う事務手続を行うこととし、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買申込みに使用する代表者の印鑑

代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の 印鑑 使用印鑑

2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに \checkmark をし、該当する項目に必要事項を記入してください。)(1) 売買用Web サイトを利用する \rightarrow 3を記入してください。

(2) 売買用Webサイトを利用しない →下表及び4を記入してください。

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。) 主に利用する売買申込方法 3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先 部署1

	禾	J用部署名	
Land to the land to	対象品目		
売渡等申込者 用	担当	〒・住所	
ログインID	当者情	電話番号	ファクシミリ番号
	報	担当者氏名	メールアドレス

上の売渡等申込者の部署が売買事務手続を代行させる者(通関業者等)

売買事務	利月	用会社部署名	
手続代行者用	担当	〒・住所	
ログイン	者情	電話番号	ファクシミリ番号
I D	報	担当者氏名	メールアドレス

注:売渡等申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者(通関業者等)用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

Ц	メールに	会社部署名	
	よる送付	電話番号	
	先	担当者氏名	メールアドレス

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付 先

売買事務担当者 (連絡先)

担当部署名		
〒・住所		
電話番号	ファクシミリ番号	
担当者氏名	メールアドレス	

注:担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

メールによる送付 先	会社部署名		
	電話番号		
	担当者氏名	メールアドレス	

- 5 添付書類(初回の届出に限る。)
 - (1) 初回の申込みにおいては、別紙1の「売渡し申込みについて」を添付すること。(指定糖並び輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖に限る。)
 - (2) 法人内における内部委任を行う場合は、別紙2の「委任状」を添付すること。
- (注1) 届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、担当者情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届け出ることができるものとする。
- (注2) ログイン I Dを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログイン I D廃止届出書(任意様式)を提出するものとする。

(記載注意)

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2の「委任状」で届けられた代理人が届け出ることができます。
- 2 「3の売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」について
 - ① 売渡等申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
 - ② 売買事務手続代行者(通関業者等)へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用ログインID欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用(通関業者等)にのみログインIDを交付することはできません。(国内産異性化糖を除く。)
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び 承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。
- 4 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」の対象品目は指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製 品・指定でん粉等のいずれか又は該当するもの全てを記載してください。

(別紙1) 「売渡し申込みについて」

	事項	内容等
1	売渡等申込者名称	
2	輸入目的及び用途	
	(具体的に)	
3	原産国 (輸入国)	
4	種類及び名称	
	(具体的に)	
5	年間輸入予定数量(トン)	
6	主な蔵置場所	
	(所在地及び倉庫名)	
7	通関する頻度	
8	その他 (販売先等)	

⁽注) 内容等が複数ある場合は、全てを記載すること。

委 任 状

平成 年 月 日

委任者 住所 名称 役職・氏名 印

当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の対象品目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で締結する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、下記3の事項に関する権限を委任します。

併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。

記

1 代理人

住所

名称

役職・氏名

2 対象品目

指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品

- ・指定でん粉等
- 3 委任事項

平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの申込み並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び延滞金を含む。)の納付に関する一切の事項

|--|--|

注1:委任者の役職・氏名は代表者に限るものとする。

注2:2の対象品目に○をつけること。

(別紙第2号様式)

ログインID通知書

番号平成年月日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。

記

- 1. 壳渡等申込者
- 2. ログインID

ユーザ名	ログイン I D

3.	対象品目				
_					
4_	備考				

注: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合があります。

(別紙第3号様式)

印 紙

保 証 人 発 信 (整理) 番号

保 証 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

 連帯保証人
 住
 所

 氏
 名
 (印)

 債
 務
 者
 住

 所

 養務者
 在所

 氏名

本連帯保証人は、債務者が、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書の規定に基づき、平成 年 月 日独立行政法人農畜産業振興機構に申込を行う下記1の指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約に基づく売買差額及び同売買差額に係る延納金並びに延滞金について、当該債務が消滅するまで、債務者と連帯して債務履行の責を負います。

記

1 種類、数量及び売買差額

受理番号又は 輸入申告番号	種	類	数	量	売	買	差	額	

但し、業務方法書に基づき、申込後、数量、売買差額が変動することがあるものとする。

- 2 保証金額 金
 - 但し、延納金及び延滞金が生じた場合は、その相当額を加算するものとする。
- 3 保証品目

指定糖 異性化糖等 輸入加糖調製品 とうもろこし でん粉 (該当品目を○で囲むこと)

(別紙第4号様式)

印 紙

保証人発信 (整理)番号

保証書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

 連帯保証人 住 所

 氏 名

 (印)

 債 務 者 住 所

 氏 名

本連帯保証人は、債務者が、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書の規定に基づき、下記1の期間内に独立行政法人農畜産業振興機構と締結する指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約、並びに根保証を担保として下記1の期間開始以前に締結し、かつ、同期間の始期に現に存する独立行政法人農畜産業振興機構と締結した指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約に基づく売買差額及び同売買差額に係る延納金並びに延滞金について、当該債務が消滅するまで、下記4に定める特約条項に従い、債務者と連帯して債務履行の責を負います。

記

- 1 期 間 自 平成 年 月 日

 至 平成 年 月 日
- 2 保証金額 金
- 3 保証品目 指定糖 異性化糖等 輸入加糖調製品 とうもろこし でん粉 (該当品目を○で囲むこと)

4 特約条項

- (1) 本連帯保証人は、本保証に係る主たる債務が、債務者、他の連帯保証人 又は第三者の弁済にかかわらずなお残存する限り、その全額について、保証 金額の限度に達するまで保証債務を履行します。
 - 但し、延納金及び延滞金が生じた場合は、その相当額を加算するものとします。
- (2) 本連帯保証人が、本保証に代り得る別途担保を提供したときは、本保証 債務は消滅するものとし、本保証に係る主たる債務について、他に連帯保証 人があるとき、その保証債務が免除された場合でも本保証債務には何等の 影響を及ぼさないものとします。
- (3) 本連帯保証人が、債務者と独立行政法人農畜産業振興機構との指定糖、 異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻し契約に ついて、ほかに根保証をしている場合には、その根保証のほかに、この保証 金額の保証が追加されたものとします。

(別紙第5号様式)

法令保証証券(指定額、異性化糖等、輸入加糖調製品

及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証)



	保証種類(該当に〇印)
0	特 定 保 証
0	根 保 証

権利者

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

平成 年 月 日 証券番号 第 号

	住 所	1
義務者	氏 名	1
	電話番号	ſ
保証の対象となる申込	申込書の名称	ш
書の内容 (特定保証	申込日	E E
の場合のみ 記入しま す。)	申込書受理番号	万
適用法令	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第8条 第3項、第14条第2項、第18条の5第2項又は 第30条第2項	ſ

保証金額						
保証品目	指定糖 異性化糖等 輸入加糖調製品 とうもろこし でん粉 (該当品目を○で囲むこと)					
保証期間		平成平成			田田田	間
N. BILL 79 11 F. J.	(根保証の場合にのみ記載します)					
証券作						
成 日						
証券作						
成 地						
備考						

保証人は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく義 務者の納付義務の履行に関し、裏面記載の法令保証基本約款に従 うことを約し、本保証証券をもってその証とします。

保証人

住 彦

商号又は名称

代表者の氏名

(印)

<ご注意>

① この保証証券に保証人の記名・捺印のないものは無効です。②この保証証券を訂正したものは無効です。

法令保証基本約款

(指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証の特定保証用)

本保証証券記載の保証種類が特定保証の場合に適用されます。

(保証債務の内容)

- 第1条 保証人は、本保証証券記載の義務者(以下「義務者」といいます。)のために本保証証券記載の法令に定める担保として本保証証券を発行し、義務者が本保証証券記載の権利者(以下「権利者」といいます。)に対して負う本保証証券記載の申込書(以下「申込書」といいます。)に係る指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等についての権利者の買入れ価格と権利者の売戻し価格との差額(以下「売買差額」といいます。)又は当該売買差額に係る延納金(以下「延納金」といいます。)の納付義務を納期限までに履行しなかった場合には、権利者に対し、この約款に従い義務者と連帯して売買差額・延納金および当該売買差額に係る延滞金(以下「延滞金」といいます。)を支払う責に任じます。
- 2 前項に基づき保証人が支払う売買差額は、本保証証券記載の保証金額を限 度とします。

(保証債務の消滅)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本保証証券に基づく保証人 の債務はすべて消滅するものとします。
 - (1) 保証人が前条に基づく保証債務をこの約款に従いすべて履行したとき
 - (2) 前条所定の申込書に係る契約が解除されたとき
 - (3) 前条所定の売買差額及び延納金(延滞金がある場合にはこれを含みます。) に係る義務者の納付義務が、完納その他の事由によってすべて消滅したとき
 - (4) 本保証証券が権利者より保証人に返還されたとき (保証債務履行の請求)
- 第3条 権利者は、保証人に対し本契約に基づき保証債務の履行を請求しようとするときは、義務者の第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に、権利者所定の保証債務履行請求書により、本保証証券の写しを添付して保証人に対し告知するものとします。
- 2 権利者が第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に前項所定 の請求をしなかったことにより保証人に損害を与えた場合には、保証人の書 面による事前の承認のある場合を除いては、当該損害額について保証人は保 証債務の履行を拒むことができます。

法令保証基本約款

(指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証の根保証用)

本保証証券記載の保証種類が根保証の場合に適用されます。

(保証債務の内容)

- 第1条 保証人は、本保証証券記載の義務者(以下「義務者」といいます。)のために本保証証券記載の法令に定める担保として本保証証券を発行し、保証期間中に義務者と本保証証券記載の権利者(以下「権利者」といいます。)との間で「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(以下「価格調整法」といいます。)に基づく下記のいずれかに該当する売渡し及び売戻しに係る契約が権利者所定の「通知書(保証証券根保証用)」にて義務者より保証人を当該契約についての保証人とする旨権利者へ通知された上で締結(本保証証券との関係においては、当該契約についての権利者の承諾書記載の作成年月日をもって当該契約が締結されたものとみなします。)された指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等に係る権利者の買入れ価格と権利者の売戻し価格との差額(以下「売買差額」といいます。)又は当該売買差額に係る延納金(以下「延納金」といいます。)の納付義務を義務者が納期限までに履行しなかった場合には、権利者に対し、この約款に従い義務者と連帯して前記納付義務が履行されなかった売買差額・延納金及び当該売買差額に係る延滞金(以下「延滞金」といいます。)を支払う責に任じます。
 - (1) 価格調整法第5条第1項に定める売渡し及び価格調整法第8条第1項 に定める売戻しに係る契約
 - (2) 価格調整法第11条第1項に定める売渡し及び価格調整法第14条第1項 に定める売戻しに係る契約
 - (3) 価格調整法第11条第2項に定める売渡し及び価格調整法第14条第1項 に定める売戻しに係る契約
 - (4) 価格調整法第18条の2第1項に定める売渡し及び価格調整法第18条の 5第1項に定める売戻しに係る契約
 - (5) 価格調整法第27条第1項に定める売渡し及び価格調整法第30条第1項 に定める売戻しに係る契約
- 2 前項に基づき保証人が支払う売買差額は、保証期間中に前項所定の売渡し 及び売戻しに係る契約が締結されたすべての指定糖、異性化糖等、輸入加糖調 製品又は指定でん粉等を通じて本保証証券記載の保証金額を限度とします。 (保証債務の消滅)
- 第2条 次の各号のいずれかに該当した場合には、本保証証券に基づく保証人 の債務はすべて消滅するものとします。
 - (1) 保証人が前条に基づく保証債務をこの約款に従いすべて履行したとき
 - (2) 前条所定の売買差額・延納金(延滞金がある場合にはこれを含みます。) に係る義務者の納付義務が、完納その他の事由によってすべて消滅したとき
 - (3) 本保証証券が権利者より保証人に返還されたとき (契約の変更・解除)
- 第3条 本契約は、権利者の承認を受けた場合を除き、変更又は解除することが

できないものとします。

- 2 前項にかかわらず、義務者が次の各号のいずれかに該当した場合には、保証 人は権利者に権利者所定の様式により、通知することにより直ちに本契約は 将来に向かって解除できるものとします。
 - (1) 支払の停止若しくは破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始の申立があったとき又は解散したとき
 - (2) 義務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたとき(権利者に対して義務者以外のものが担保を提供している場合には、当該担保物について強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたときを含みます。)
 - (3) 租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (4) 取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 義務者が振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど義務者の責めに帰すべき事由によって、権利者に義務者の所在が不明となったとき
- 3 第1項にかかわらず、義務者が次の各号のいずれかに該当した場合には、保証人は権利者に権利者所定の様式により、15日前に通知することによって、本契約を将来に向って解除することができるものとします。
 - (1) 第1条所定の納付義務について履行期限に遅滞したとき
 - (2) 保証人が保証債務を履行したとき又はその履行を求められたとき
 - (3) 義務者と保証人との保証委託取引に係る約定に違反したとき
- 4 第1項にかかわらず、保証人は権利者に30日前に権利者所定の様式により通知することによって、本契約を将来に向って解除することができるものとします。
- 5 前3項の解除がなされた場合に、解除前に締結がなされた第1条所定の売 渡し及び売戻しに係る契約に関する第1条所定の納付義務については、本契 約がすべて適用されるものとします。

(保証債務履行の請求)

- 第4条 権利者は、保証人に対し本契約に基づき保証債務の履行を請求しようとするときは、義務者の第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に、権利者所定の保証債務履行請求書により、本保証証券の写し及び義務者より提出を受けた「通知書(保証証券根保証用)」の写しを添付して保証人に対し告知するものとします。
- 2 権利者が第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に前項所定 の請求をしなかったことにより保証人に損害を与えた場合には、保証人の書面 による事前の承認のある場合を除いては、当該損害額について保証人は保証債 務の履行を拒むことができます。

担保提供書

独	立行政法人農畜産業				平成	年	月	日
	理事	長殿		(提供者) 名称 役職	1			
				氏名			印	
以	下のとおり担保を □ 新規担保	提供します。 □既存担保 <i>0</i>	の異動・延昇	曼(担保	番号)	
1	担保額	ı						
	金 銭							円
2	担保の種類	T						
	□金銭	□現金	□振込 (金融機関	名	口座番	号)
	□保証書	保証金融機 保証書No.	護関名:					
	□法令保証証券	保証損害係 保証証券N	R険会社名: o.					
	□国債等	□国債 銘柄・種類 額面額: 償還日:	□地方債 〔:		□金融億	Lim.		
3	担保提供の目的							
	独立行政法人農 又は指定でん粉等					序、輸入	加糖調	製品
	(1)担保の提供□特定担保(売□根保証 (保	買申込予定日		ロかた	() ()	F FI	□ \	
	(2)担保の提供□指定糖 □異性	品目	, , , ,		. //-		, ,	八刀
4		差額に充当で 、当該契約に 定でん粉等の を行ったとき	する場合 1係る指定期 の輸入許可 な、売買差額	き、輸入昇 書等を提	異性化糖 4出した	F等、輸 とき又	入加糖	調製
	注2)特定担保(担保		-	供書の提	出を省略	「できる」	ものとす	⁻ る。

(別紙第7号様式)

担保預書

平成 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印

以下の担保を預かりました。

なお、この担保預書は、申し出に基づき2の金銭担保を売買差額に充当した 場合及び2の金銭担保を処分した場合は効力を失います。

1 担保額					
金額					円
2 担保の種類		担	1保番号	:	
□金銭	□現金	□振込	(預託金	<u>:</u>)	
□保証書	保証金融機関 保証書No.	名:			
□法令保証証券	保証損害保険 保証証券No.	会社名:			
□国債等	□国債 銘柄・種類: 額面額: 償還日:	□地方債	□金	融債	
以下のとおり担保の返還 	を依頼します。	<u> \</u>	区成	年 月	
返還する金額(金銭の	場合のみ)				
返還先					
注:返還先は、担保金及び国 記入すること。	債等については指領	どの振込口座	を、その他	」の担保は	は郵送先を
担	保 受 領 書	Ξ			印 紙
上記担保を受領しました		平月	成 年	月	日
上川三小と文房しよした	o	(受稅 名和 役和	尔		
ナ・全鉄 - 国售祭な巫領する	担人(公妬にて四)	氏名	5	.用上 /- → 。 生	即十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

注:金銭、国債等を受領する場合(金額5万円以上)には、収入印紙を貼付・割印すること。

(別紙第8号様式)

振替債担保明細書

銘柄·種類	発券額 (千円)	額面額 (円)	担保価額 (円)	償還日

(別紙第9号-1様式)

輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住所(又は所在地) 氏名(又は名称) 印

TPP11協定の発効前における輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しに係る事前の届出等に関する取扱要領第7条第2項の規定により、 年 月~ 年 月において輸入の許可を受けようとする輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの契約に係る売買差額を、各月の末日の翌日から起算して10日以内に一括納付したく申請します。

(記載注意) 期間の指定は、一年を限度として申請すること。

(別紙第9号-2様式)

輸入加糖調製品売買差額一括納付承認書

番号

平成 年 月 日

氏名(又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった輸入加糖調製品売買差額一括納付については申請のとおり承認します。